

愛知県環境影響評価審査会岡崎西尾ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 2024年（令和6年）8月5日（月）午後1時から午後1時40分まで
- 2 場所 愛知県庁本庁舎 6階 正庁
- 3 議事
 - (1) 西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席者
 - (1) 委員
【オンライン出席】
義家部会長代理、岡村委員、神谷委員、佐野委員、塚田委員、内藤委員、橋本委員

（以上7名）
 - (2) 事務局
環境局：平野技監
環境局環境政策部環境活動推進課：
和田課長、鈴木担当課長、国立課長補佐、猿渡主査、渥美主査、加登技師

（以上7名）
 - (3) 都市計画決定権者等
7名
- 5 傍聴人
なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - ・ 吉永部会長が欠席のため義家部会長代理が会議の進行を行う旨、事務局から説明があった。
 - ・ 会議録の署名について、義家部会長代理が神谷委員と塚田委員を指名した。
 - (2) 議事
西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - ・ 資料2及び資料3について、事務局から説明があった。
 - ・ 義家部会長代理が会議の非公開について委員に諮り、希少な動植物の位置情報の審議に限り、会議を非公開とすることとした。

<質疑応答>

【橋本委員】資料2の番号1の大気質について、樹木の高さを考慮しても、最大着地濃度が環境基準よりも低いため問題ないということだが、煙突が低くても問題ないのであれば、景観に配慮して更に煙突を低くしてもいいのではないか。煙突の高さはどのように設定したのか。

【都市計画決定権者】廃棄物処理施設整備基本計画を策定するに当たり、59mと80mで煙突の高さを検討した。他の事例で一番多かったのが59mであり、費用面も考慮した上で59mに設定した。配慮書の段階においても59mと80mで評価を行い、環境への影響に大きな差はないという結果であった。

【橋本委員】地形条件が全く異なる場所の事例を参考にして高さを設定することが理解できない。59mより煙突を低くすると、何か問題が生じるのか。

【都市計画決定権者】煙突を低くした場合、強風が吹いたときに周辺環境への影響が出やすいなどの懸念がある。

【事務局】排ガスの濃度を考慮すると、できるだけ煙突が高い方がよいが、コスト面も考慮して59mになったと考えている。また、既存の西尾市クリーンセンター建設の際に事業実施区域南側の山で環境調査を行っており、稼働前後で大きな変化はなかったと都市計画決定権者から聞いている。

【橋本委員】59mと80mの2案ではなく、様々な検討ができるとよいと思った。

【義家部会長代理】航空法も関係するかと思う。排ガスの拡散から考えれば、煙突は高ければ高い方がよいが、航空法の規制がかからない最大高さが59mということで、59mの事例が多いという理解である。その理解でよいか。

【都市計画決定権者】そのとおりである。

【事務局】地域住民の大気環境への影響を考慮すると、煙突は高ければ高い方がよい。ただし、どれだけ高くするかというところは、コストと効果を比較してということになる。その点で、航空法の規制がかかるとコストが上がるため、59mという煙突高さで検討がなされたと考えている。

【橋本委員】了解した。

- ・ 希少な動植物の位置情報に関する質疑応答はなかった。
- ・ 資料4について、事務局から説明があった。

【義家部会長代理】事務局から説明のあった部会報告（案）について、特段、修正を要する意見はないため、この案のとおり部会報告としてよろしいか。

（委員から意見等なし）

【義家部会長代理】異議なしとされたので、このまま部会報告とする。

（3）閉会